

平成 25 年度第 3 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 26 年 2 月 10 日 (月)
午後 4 時

場 所 大阪府中央区本町橋 2 番 31 号
シティプラザ大阪 2 階 「燦」

平成25年度第3回 大阪府都市計画審議会

議案書目次

議案番号	案件名	ページ
372	北部大阪都市計画道路の変更	1
373	北部大阪都市計画道路の変更	5
374	北部大阪都市計画道路の変更	9
375	北部大阪都市計画道路の変更	13
376	東部大阪都市計画道路の変更	17
377	東部大阪都市計画道路の変更	21
378	東部大阪都市計画道路の変更	25
379	東部大阪都市計画道路の変更	29
380	南部大阪都市計画道路の変更	33
381	南部大阪都市計画区域区分の変更	37

議 第 3 7 3 号

総 計 第 1 8 5 6 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 北部大阪都市計画道路中、3・4・203-9号豊中岸部線を3・4・203-9号豊中岸部線及び3・4・203-50号伊丹豊中線に、3・5・203-29号曾根箕面線を3・5・203-29号桜塚上野線及び3・4・203-51号少路箕面線に名称を改め、3・4・203-8号伊丹空港線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・203-8	伊丹空港線	豊中市螢池中町四丁目地内	豊中市螢池西町二丁目地内	豊中市螢池中町四丁目地内	約 490m	地表式	2車線	18m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・203-9	豊中岸部線	豊中市岡上の町一丁目地内	豊中市赤阪一丁目地内	豊中市北桜塚三丁目地内	約 1,290m	地表式	2車線	18m	阪急宝塚線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・203-13	熊野田新田線	豊中市新千里南町二丁目地内	豊中市新千里南町二丁目地内	豊中市新千里南町二丁目地内	約 350m	地表式	2車線	16m	北大阪急行と立体交差 幹線街路御堂筋線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・203-21	千里園熊野田線	豊中市上野東二丁目地内	豊中市寺内二丁目地内	豊中市東泉丘三丁目地内	約 3,640m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差5箇所	
	3・5・203-29	桜塚上野線	豊中市上野東一丁目地内	豊中市上野東三丁目地内	豊中市上野東一丁目地内	約 1,300m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所	

議第 373 号

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線	3・4・203-50	伊丹豊中 線	豊中市 螢池西 町三丁 目地内	豊中市 走井一 丁目地 内	豊中市 走井三 丁目地 内	約 760m	地表式	2 車線	18m	自動車専用 道路と立体 交差 1 箇所 幹線街路と 平面交差 1 箇所	
街 路	3・4・203-51	少路箕面 線	豊中市 少路一 丁目地 内	豊中市 北緑丘 一丁目 地内	豊中市 西緑丘 一丁目 地内	約 1,970m	地表式	2 車線	16m	幹線街路大 阪中央環状 線と立体交 差 幹線街路と 平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 北部大阪都市計画道路中、3・4・203-12号大阪箕面線及び3・6・203-44号服部吹田線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・4・203－8号伊丹空港線ほか4路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・203－8号伊丹空港線、3・4・203－9号豊中岸部線、3・4・203－13号熊野田新田線、3・4・203－21号千里園熊野田線及び3・5・203－29号曾根箕面線の一部区間の廃止を行い、3・4・203－12号大阪箕面線及び3・6・203－44号服部吹田線を廃止するものである。

また併せて、3・4・203－9号豊中岸部線を3・4・203－9号豊中岸部線及び3・4・203－50号伊丹豊中線に、3・5・203－29号曾根箕面線を3・5・203－29号桜塚上野線及び3・4・203－51号少路箕面線に名称を変更するものである。

議 第 3 7 4 号

総 計 第 1 7 2 6 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・4・211-8号京都神戸線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・211-8	京都神戸線	茨木市清水二丁目地内	茨木市五日市緑町地内	茨木市下井町地内	約 4,270m	地表式	4車線	20m	国際文化公園都市モノレールと立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路道祖本撰津北線と立体交差 幹線街路茨木箕面丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・211-9	大阪高槻京都線	茨木市宇野辺二丁目地内	茨木市東太田一丁目地内	茨木市中穂積一丁目地内	約 5,320m	地表式	2車線	16m	大阪モノレールと立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路大阪中央環状線と立体交差 幹線街路茨木寝屋川線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	

議第 374 号

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・211-10	茨木寝屋川線	茨木市耳原二丁目地内	茨木市宮島一丁目地内	茨木市寺田町地内	約 5,850m	地表式	2 車線	20m	JR 東海道本線と立体交差 阪急京都線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路大阪高槻京都線と立体交差 幹線街路十三高槻線と立体交差 幹線街路島野々宮線と立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所
			4 車線		約 1,320m					
	3・4・211-29	上郡佐保線	茨木市上郡二丁目地内	茨木市大字佐保地内	茨木市西福井四丁目地内	約 4,280m	地表式	2 車線	16m	幹線街路茨木箕面丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所
なお、茨木市大字佐保地内に国際文化公園都市モノレール東センター駅前交通広場を設ける。									東センター駅前交通広場 面積約 6,700 m ²	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・4・211-9号大阪高槻京都線ほか1路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・211-9号大阪高槻京都線の一部区間の幅員を変更し、3・4・211-10号茨木寝屋川線の一部区間を廃止し、車線数を変更するものである。

また、併せて3・4・211-8号京都神戸線及び3・4・211-29号上郡佐保線を変更するものである。

議 第 3 7 5 号

総 計 第 1 8 0 3 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 北部大阪都市計画道路中、3・4・224-5号茨木寝屋川線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・224-5	茨木寝屋川線	摂津市 鳥飼八 町二丁 目地内	摂津市 鳥飼上 四丁目 地内	摂津市 鳥飼上 五丁目 地内	約 1,010m	地表式	4 車線	20m	JR 東海道新幹線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 北部大阪都市計画道路中、3・4・224-3号大阪鳥飼上上田部線及び3・5・224-11号千里丘正雀一津屋線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・4・224-3号大阪鳥飼上上田部線ほか1路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・224-3号大阪鳥飼上上田部線及び3・5・224-11号千里丘正雀一津屋線を廃止するものである。

また、併せて3・4・224-5号茨木寝屋川線を変更するものである。

議 第 3 7 6 号

総 計 第 1 8 4 0 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・223-17号古川橋駅前線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・223-17	古川橋駅前線	門真市垣内町地内	門真市幸福町地内	門真市垣内町地内	約 210m	地表式	2 車線	16m		古川橋駅前北交通広場面積約 2,300 m ²
なお、門真市幸福町地内に古川橋駅前北交通広場を設ける。											

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・4・223－17号古川橋駅前線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・223－17号古川橋駅前線の一部区間を廃止するものである。

議 第 3 7 7 号

総 計 第 1 8 5 7 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・5・230-7 号村野神宮寺線を 3・5・230-7 号幾野倉治線及び 3・5・230-16 号村野幾野線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・230-7	幾野倉治線	交野市倉治九丁目地内	交野市倉治二丁目地内	交野市倉治五丁目地内	約 870m	地表式	2 車線	14m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	3・5・230-16	村野幾野線	交野市幾野六丁目地内	交野市幾野六丁目地内	交野市幾野六丁目地内	約 70m	地表式	2 車線	14m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・5・230－7号村野神宮寺線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・5・230－7号村野神宮寺線の一部区間を廃止するものである。また併せて、3・5・230－7号村野神宮寺線を3・5・230－7号幾野倉治線及び3・5・230－16号村野幾野線に名称を変更するものである。

議 第 3 7 8 号
総 計 第 1 8 6 3 号
平成 26 年 1 月 27 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、3・3・212-6号大阪八尾線を3・3・212-6号渋川植松線及び3・4・212-48号西木の本線に、3・3・212-7号弥刀上ノ島線を3・4・212-7号宮町上ノ島線に、3・4・212-12号玉串柏村線を3・4・212-12号河内山本駅前線に、3・5・212-26号久宝寺太田線を3・4・212-26号久宝寺木の本線に、3・5・212-32号安中山ノ井線を3・5・212-32号安中八尾木線に名称を改め、3・3・212-6号渋川植松線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・212-6	渋川植松線	八尾市高町地内	八尾市植松町八丁目地内	八尾市安中町三丁目地内	約 1,100m	地表式	4車線	25m	JR 関西本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所
	3・4・212-7	宮町上ノ島線	八尾市宮町三丁目	八尾市西高安一丁目地内	八尾市緑ヶ丘三丁目地内	約 3,440m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所
	車線の数の内訳		4車線			約 1,510m				
			2車線			約 1,930m				
	3・4・212-12	河内山本駅前線	八尾市山本町一丁目地内	八尾市山本町南四丁目地内	八尾市山本町南四丁目地内	約 250m	地表式	2車線	18m	近鉄大阪線と平面交差 幹線街路と平面交差1箇所
なお、八尾市山本町一丁目地内に近鉄河内山本駅前交通広場を設ける。										河内山本駅前交通広場 面積約 4,980 m ²

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・212-13	安中教 興寺線	八尾市安 中町四丁 目地内	八尾市高 安町北七 丁目	八尾市中 田二丁目 地内	約 3,070m	地表式	2 車線	18m	近鉄大阪線 と立体交差 幹線街路と 平面交差 6 箇 所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 740m					
			2 車線			約 2,330m					
	<p>なお、八尾市安中町四丁目地内に JR 八尾駅前北交通広場を設ける。</p> <p>八尾市高安町北一丁目地内に近鉄高安駅前東交通広場を設ける。</p> <p>八尾市山本高安町一丁目地内に近鉄高安駅前西交通広場を設ける。</p>										<p>JR 八尾駅前北交 通広場 面積約 4,450 m² 高安駅前東交 通 広場 面積約 1,810 m² 高安駅前西交 通 広場 面積約 1,750 m²</p>
3・4・212-26	久宝寺 木の本 線	八尾市跡 部北の町 二丁目地 内	八尾市南 木の本四 丁目地内	八尾市跡 部本町一 丁目地内	約 2,040m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と 平面交差 4 箇 所		
3・5・212-32	安中八 尾木線	八尾市安 中町九丁 目	八尾市八 尾木北五 丁目	八尾市高 美町七丁 目	約 1,240m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と 平面交差 3 箇 所		
3・4・212-48	西木の 本線	八尾市西 木の本一 丁目地内	八尾市木 の本一丁 目地内	八尾市西 木の本一 丁目地内	約 350m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と 平面交差 1 箇 所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中、3・5・212-20 号八尾枚方線を廃止する。

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・3・212-6号大阪八尾線ほか6路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・3・212-6号大阪八尾線、3・3・212-7号弥刀上ノ島線、3・4・212-12号玉串柏村線、3・4・212-13号安中教興寺線、3・5・212-26号久宝寺太田線及び3・5・212-32号安中山ノ井線の一部区間を廃止し、3・5・212-20号八尾枚方線を廃止するものである。

また併せて、3・3・212-6号大阪八尾線を3・3・212-6号渋川植松線及び3・4・212-48号西木の本線に、3・3・212-7号弥刀上ノ島線を3・4・212-7号宮町上ノ島線に、3・4・212-12号玉串柏村線を3・4・212-12号河内山本駅前線に、3・5・212-26号久宝寺太田線を3・4・212-26号久宝寺木の本線に、3・5・212-32号安中山ノ井線を3・5・212-32号安中八尾木線に名称を変更するものである。

議 第 3 7 9 号

総 計 第 1 8 6 2 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、3・4・221-7号国分道明寺線を3・4・221-7号国分片山線に、3・4・221-8号上市今町線を3・5・221-8号上市今町線に、3・5・221-12号山の井高井田線を3・5・221-12号山の井太平寺線に、3・5・221-13号国分羽曳野線を3・4・221-13号国分旭ヶ丘線に名称を改め、3・4・221-7号国分片山線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・221-7	国分片山線	柏原市国分本町一丁目地内	柏原市片山町地内	柏原市国分西一丁目地内	約690m	地表式	2車線	16m	近鉄大阪線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・221-8	上市今町線	柏原市今町一丁目地内	柏原市今町一丁目地内	柏原市今町一丁目地内	約260m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・5・221-12	山の井太平寺線	柏原市法善寺四丁目地内	柏原市太平寺二丁目地内	柏原市平野二丁目地内	約1,320m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・221-13	国分旭ヶ丘線	柏原市国分西一丁目地内	旭ヶ丘三丁目地内	国分西二丁目地内	約840m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
なお、柏原市国分西一丁目地内に近鉄大阪線国分駅西駅前交通広場を設ける。											国分駅西駅前交通広場 面積約1,300㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中、3・5・221-19号安堂線及び3・5・221-20号大正北条線を廃止する。

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・4・221－7号国分道明寺線ほか5路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・221－7号国分道明寺線、3・4・221－8号上市今町線、3・5・221－12号山の井高井田線及び3・5・221－13号国分羽曳野線の一部区間を廃止し、3・5・221－19号安堂線及び3・5・221－20号大正北条線を廃止するものである。

また併せて、3・4・221－7号国分道明寺線を3・4・221－7号国分片山線に、3・4・221－8号上市今町線を3・5・221－8号上市今町線に、3・5・221－12号山の井高井田線を3・5・221－12号山の井太平寺線に、3・5・221－13号国分羽曳野線を3・4・221－13号国分旭ヶ丘線に名称を変更するものである。

議 第 3 8 0 号

総 計 第 1 7 8 2 号

平成26年1月27日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・5・217-21号天美三宅線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
幹 線 街 路	3・5・217-21	天美三宅 線	松原市天美 東六丁目地 内	松原市三宅 西四丁目地 内	松原市天美 東一丁目地 内	約 1,440m	地表式	2 車線	12m	近鉄南大阪線と 平面交差 幹線街路と平面 交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・5・217-21号天美三宅線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり一部区間を廃止するものである。